

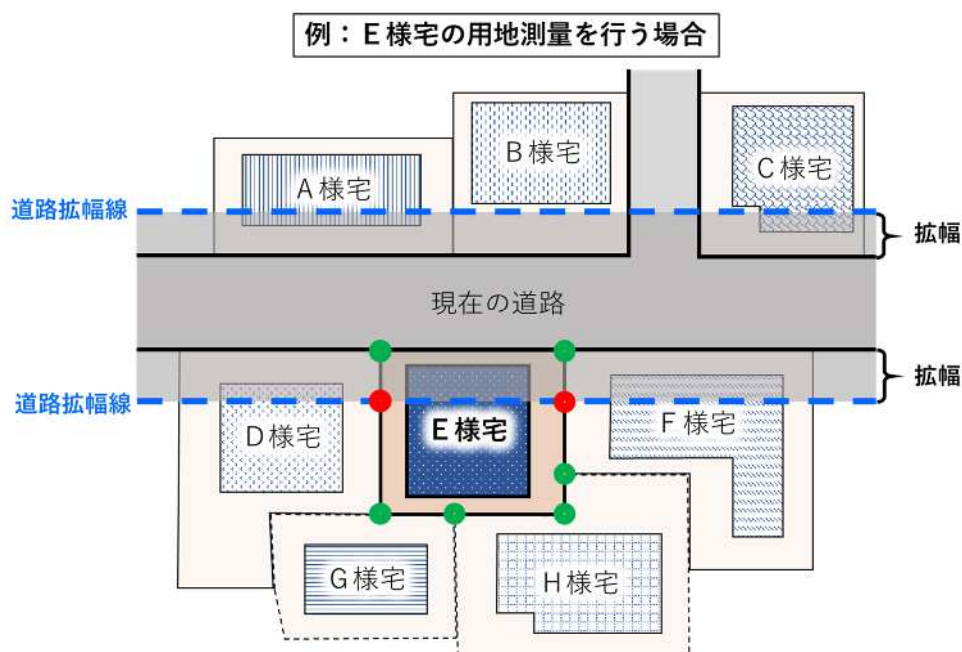
## 一般県道曲本さいたま線（岸町）歩道整備事業の測量に関する留意点

現在、法務局にて、一般県道曲本さいたま線（岸町）歩道整備事業とは別に、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）の作成作業を行っております。

各権利者様におかれましては、下記事項について、ご注意ください。

- ・実施機関により確認する境界が異なります。詳しくは下図を参照してください。
- ・実施機関により、立会いの時期が異なります。なお、立会いに関するお知らせにつきましては、実施機関より権利者様にそれぞれご連絡いたします。
- ・登記所備付地図作成作業に関する詳細は下記ページを参照してください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000031.html>



～E様宅の場合～

さいたま市にて確認する境界点：●

- ・道路拡幅線の確認（ご協力いただく権利者様：E様）  
当該土地の所有者の方に立会い頂きます。

法務局にて確認する境界点：●

- ・一筆地調査（ご協力いただく権利者様：D様、E様、F様、G様、H様）  
隣接する全ての土地の所有者の方に立会い頂きます。

問合せ先

計画に関すること

さいたま市建設局土木部道路環境課

電話：048-829-1490 FAX：048-829-1988

道路拡幅線の確認に関すること

さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課

電話：048-840-6206 FAX：048-840-6266

登記所備付地図作成作業・一筆地調査に関すること

さいたま地方法務局登記所備付地図作成作業現地事務所

電話：048-767-5622 FAX：048-767-5643